

定額減税調整給付金

7月16日(火)
お知らせ
発送

1 令和6年6月から定額減税を順次行います。

所得の種類や徴収方法によって、定額減税の実施方法が異なります。詳細は4面をご参照ください。

定額減税額は税額決定通知書などで確認できます。

定額減税は納税義務者と扶養親族(配偶者を含む)

1人につき

所得税 **3万円**

住民税 **1万円**

を減税します。

ケース
1

配偶者と子どもが納税義務者の扶養である世帯



●納税義務者の減税額

所得税分 3万円 × 3人 = 9万円

住民税分 1万円 × 3人 = 3万円

ケース
2

夫と妻がともに納税義務者で、子どもが夫の扶養である世帯



●納税義務者(夫)の減税額

所得税分 3万円 × 2人 = 6万円

住民税分 1万円 × 2人 = 2万円

●納税義務者(妻)の減税額

所得税分 3万円 × 1人 = 3万円

住民税分 1万円 × 1人 = 1万円

計算式

所得税分 3万円 × (納税義務者本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族<16歳未満含む>)

住民税分 1万円 × (納税義務者本人 + 同一生計配偶者* + 扶養親族<16歳未満含む>)

※控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の分は、令和7年度に減税します。

2 所得税または住民税が減税しきれない場合、減税しきれなかった額(1万円単位切り上げ)を給付します。

所得税と住民税のそれぞれについて、減税前の年税額と定額減税により減税できる額とを比較します。減税しきれない額がある場合は、その合算額を1万円単位で切り上げて給付します。

※減税前の所得税年税額は令和5年分課税情報を基にした令和6年分推計値です。

※減税前の住民税年税額は令和6年度住民税所得割額です。

ケース3(右図)の場合の計算例

【所得税】減税できる額**9万円**(3人分)に対し、減税前の所得税額**7万円**のため、**2万円**減税しきれない。

【住民税】減税できる額**3万円**(3人分)に対し、減税前の住民税額**2万7千円**のため、**3千円**減税しきれない。

所得税で減税しきれない**2万円**と住民税で減税しきれない**3千円**を合算した**2万3千円**について1万円単位で切り上げた**3万円**を給付します。

ケース
3

配偶者と子どもが納税義務者の扶養で、減税前の年税額が所得税7万円、住民税2万7千円の場合



●減税前の年税額

所得税額: 7万円

住民税額: 2万7千円

＼ 給付金の手続きと振り込みまでの流れ /

公金受取口座を登録している方
(支給予定通知書)

※令和6年6月下旬に区が公金受取口座情報を確認できた方が対象です。

1 豊島区から給付対象と見込まれる方へ、給付内容などが記載された**支給予定通知書**が届きます。

2 記載内容に**誤りがない場合は申請不要**です。

※以下の場合は手続きが必要です。

- 振込口座を変更したい場合
- 給付金の受取を希望しない場合
- 受給要件に該当しない場合

手続き方法は支給予定通知書をご確認ください。

3 指定の口座に給付金が振り込まれます。
(8月上旬予定)



公金受取口座を登録していない方
(確認書)

1 豊島区から給付対象と見込まれる方へ、**確認書**が届きます。

2 必要事項を記入し、添付書類とともに**令和6年10月31日(木)(必着)**までに豊島区へ確認書を郵送または直接提出してください。

3 指定の口座に給付金が振り込まれます。

※豊島区が確認書を受理した日から4週間程度で指定の口座に振り込まれます。書類に不備がある場合や申請が混みあった場合などは、さらに日数がかかることがあります。ご了承ください。

【添付書類】

- 申請・請求者の本人確認書類の写し
(例) 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、パスポートなど
- 受け取り口座を確認できる書類の写し
(例) 通帳、キャッシュカードなど

